

2026年10月5日
沖縄電力株式会社

「牧港火力発電所新1号機建設計画 環境影響評価方法書」 の届出・送付及び縦覧・説明会等の実施について

当社は、供給信頼度の向上と火力発電のCO₂排出削減を目的として、牧港火力発電所（沖縄県浦添市）に環境負荷の少ない天然ガスを燃料とする最新鋭の高効率コンバインドサイクル方式の発電設備を建設する^{（注1）}こととし、環境影響評価手続きを進めております。

沖縄本島の電力系統を支えてきた既設重油火力機は40年以上の運用を経ており、2050年カーボンニュートラル実現を見据えた適切な発電設備へ計画的に入れ替え、電力の安定供給と脱炭素化の両立を目指します。

本日、環境影響評価法等に基づき、「牧港火力発電所新1号機建設計画 環境影響評価方法書^{（注2）}」（以下、「方法書」）を経済産業大臣及び沖縄県知事へ届出・送付いたしました。

届出・送付した方法書及びこれを要約した書類は、環境影響評価法等に基づき公告・縦覧に供するとともに当社ウェブサイトでも公表いたします。また、2026年10月23日（金）に方法書の説明会を開催いたします。

当社は、引き続き地域の皆さまや関係行政機関からのご意見を賜りながら、環境影響評価手続きを進めてまいります。

（注1）牧港火力発電所における新規電源の建設について（2025年11月7日プレスリリース）

https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2025/251107_2.pdf

（注2）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等について記載したもの

牧港火力発電所新1号機建設計画の概要

所在地	沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
発電方式	ガスタービンコンバインドサイクル
出力	13.5万kW
使用燃料	天然ガス（将来のクリーン燃料 燃焼可能性考慮）
運転開始時期	2032年度（予定）

（別紙）「牧港火力発電所新1号機建設計画 環境影響評価方法書」の公告、縦覧及び説明会について

（参考）本事業における環境影響評価手続きの流れ

以上

「牧港火力発電所新1号機建設計画 環境影響評価方法書」
の公告、縦覧及び説明会について

1. 公告

2026年10月6日(火)付けの日刊紙に、方法書の公表に関する「お知らせ」を掲載します。
掲載紙：沖縄タイムス、琉球新報

2. 方法書等の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・ 沖縄県庁2階 行政情報センター（那覇市泉崎1丁目2番2号）
- ・ 浦添市役所5階 市民部環境保全課（浦添市安波茶1丁目1番1号）
- ・ 宜野湾市役所2階 市民経済部環境対策課（宜野湾市野嵩1丁目1番1号）
- ・ 沖縄電力労働組合会館（浦添市牧港5丁目5番17号）

(2) 縦覧期間

2026年10月6日（火）～ 2026年11月5日（木）（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(3) 縦覧時間

午前9時～午後5時

3. インターネットによる公表

当社ウェブサイトにおいて、2026年10月6日（火）～ 2026年11月19日（木）までの間、方法書等をご覧いただけます。

<https://www.okiden.co.jp/environment/ourecoact/preserve-nature/makiminato-new-unit1.html>

4. 方法書の説明会

(1) 日 時

2026年10月23日(金) 18時30分～20時30分

※受付開始 18時～

(2) 場 所

浦添市社会福祉センター3階 大研修室（浦添市仲間一丁目10番7号）

※荒天時の開催可否については当社ホームページに掲載いたします。

5. 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、所定の様式にご意見等をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函いただくか、当社宛にご郵送ください。意見書の様式は、縦覧場所のほか当社ウェブサイトからも入手できます。

(1) 意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・ 方法書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

(2) 意見書の提出期限

2026年11月19日（木）まで（当日消印有効）

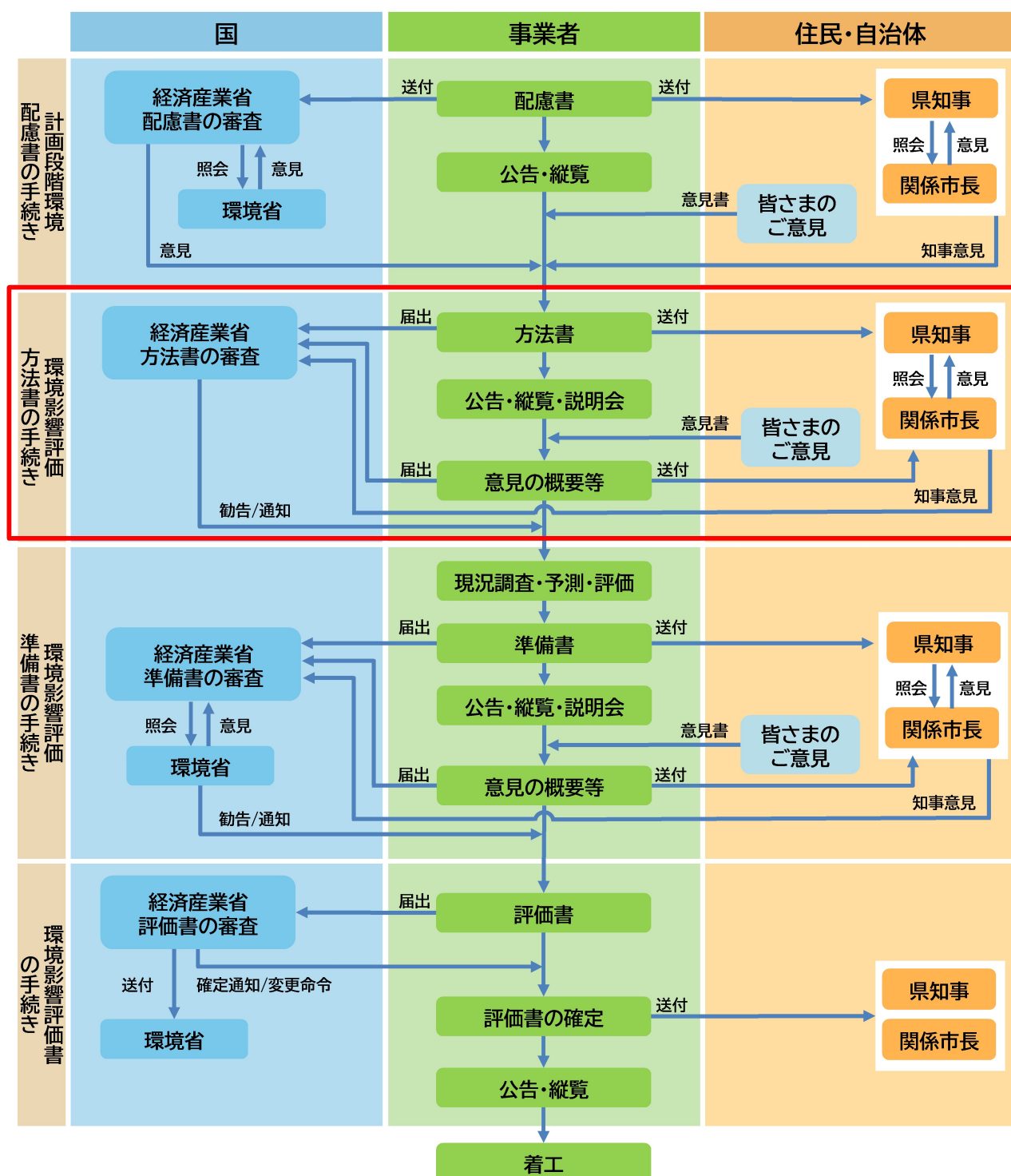
(3) 意見書の郵送先

〒901-2602 浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社 カーボンニュートラル推進本部 環境部 環境保全グループ 宛

以 上

本事業における環境影響評価手続きの流れ



※今回の「環境影響評価方法書の手続き」は、赤枠で示した段階のものです。